

こどもの権利保障・促進事業支援等業務委託 仕様書

1 業務委託名

こどもの権利保障・促進事業支援等業務委託

2 契約期間

契約締結日（令和8年6月中旬を予定）から令和9年3月31日まで

3 履行場所

盛岡市内

4 事業目的

いじめやいじめ以外の学校に関係するこどもの多様な悩みや課題に対応するため、いじめや、いじめを予防する観点を中心に、こどもの意見表明の機会確保や、こどもの参画を得ながら関係機関とのネットワーク形成を図るなど、「こどもをまんなか」にした相談支援の体制強化を図るとともに、こどもの権利侵害の予防や、権利侵害からの救済するための仕組みの構築を目的とする。

5 発注者が委託する業務

受注者は、発注者が実施するこどもの権利保障・促進事業（事業全体の詳細は別紙のとおり。）において、こどもの思い・考え・意見（以下「意見等」という。）を聴取、整理する業務を担うもの。

6 委託業務の詳細

事業目的の達成に向けて、市内の小学4年生から高校生年代のこどものみで構成されるこども会議（以下「会議」という。）を設置し、発注者と協議して定期的に会議の企画運営を行う。

なお、会議の開催月（回数）は、令和8年6月（1回）、7月（2回）、8月（2回）、9月（1回）、10月（1回）、11月（1回）、令和9年1月（1回）、2月（1回）を予定しているが、発注者と受注者が協議の上決定する。

- (1) 会議当日の進行は、受注者が設置するファシリテーターが行うこと。進行に当たっては、参加したこどもがしっかり話を聴き、できる限り参加者全員が発言し、参加したこどもの意見や存在が尊重されるよう配慮すること。
- (2) 発注者の公募により通年参加するこども委員（最大20人を予定）に対し、1回の参加につき500円分の謝礼（図書カードを予定）の支給を行うこと。
- (3) 会議における議題は次の事項を基本とし、受注者が企画立案を行うとともに、各回の構成を決定する。

- ア こどもが安心して生活し、能力を伸ばしながら健やかに成長するために必要なこと
 - イ こどもが安心して生活し、いかなる理由によっても差別されず、個人として尊重されるために必要なこと
 - ウ こどもが自分の関係することについて意見等を表明することができ、年齢や発達の程度に応じて、その意見等が考慮されるために必要なこと。
 - エ こどもが自分に関係することが決められ、又は行われるときは、その最善の利益が優先して考慮されるために必要なこと
 - オ いじめをはじめとするこどもの悩みや困りごとへの相談支援の在り方
 - カ こどもの権利の保障や、権利擁護からの救済に関する仕組み
- (4) 会議において出されたこどもの意見等を市内のこどもたちに共有するほか、広くこどもの意見を聴取するため、市内の各学校、児童館・児童センター、放課後児童クラブ等において、「出張版こども会議」を5回以上開催すること。
- (5) 会議において、いじめを含むこどもの多様な悩みや課題の解決に向けた、こどもが権利を理解することや大人がこどもの権利について理解を深めるための周知啓発ツールを作成すること。当該ツールは、こどもの年代に合わせたチラシ、リーフレット、パンフレット等によること。
- (6) 会議において出されたこどもの意見等は、次の会議までに整理し、会議の参加者に共有すること。
- (7) 令和8年度下半期に開催するプラットフォーム構築に向けた交流会等（別紙：こどもが参画する分野横断的なネットワークの形成を参照）にこどもを参加させるとともに、ファシリテーターが同席した上でこどもの意見等を聴取すること（3回以上）。
- (8) 会議において出されたこどもの意見等は、別紙：3-(3)により開催する講演会の中で、受注者又はこども委員から報告すること。
- (9) 会議の開催及び運営に要する物品の購入及び支払を行うこと。

7 ファシリテーターの設置、専門家・助言者等の活用について

業務の遂行に当たっては、本事業の目的及び内容を理解し、指導力やコミュニケーション能力、協調性が高いことに加え、こども施策（こども基本法（令和4年法律第77号）第2条第2項に規定するこども施策をいう。）に関する知識や経験を有する大人のファシリテーターを1名以上設置すること。

また、委託業務の遂行に際し、弁護士や大学教員等の専門家やこども施策に関する実践的な活動を行う助言者である外部専門家等の知見を活用すること。

なお、発注者としては「盛岡市こども相談評価委員会」及び「盛岡市いじめ再調査委員会」の委員（経験者を含む。）並びに「盛岡市こども相談室弁護士業務委託受注者」を想定している。ただし、発注者が認める場合に、受注者の提案により左記以外の者を選定することができる。

また、外部専門家等を活用した場合の謝金及び旅費等の支給については、本業務委託料より受注者が支払うこと。

8 著作権等

- (1) 成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）及び知的財産権は、使用分、未使用分に関わらず、全て発注者に帰属するものとする。
- (2) 受注者は、発注者の承諾なしに、他のいかなる者に対しても成果物を閲覧に供し、複写させ、譲渡し又は提供してはならない。

9 営業行為の禁止

受注者は、本業務を実施するときは、発注者が認めた場合を除いては、受注者の営利になる行為をしてはならない。

10 委託料等

(1) 委託料の請求及び支払い

委託料は、原則として、受注者が本業務を完了したのち、請求を行うものとし、発注者は、業務完了の確認及び成果品の検査を行った後、受注者に対して委託料を支払うこととする。ただし、業務の円滑な執行のために発注者が必要と認める場合は、前金払いを行うものとする。

(2) 資金管理

資金管理にあたっては、他の会計と明確に区別し、適正に管理すること。

11 委託条件

本業務の遂行に当たっては、発注者と緊密な連絡調整を図るとともに、疑義が生じた場合は、発注者と十分協議の上、問題解決にあたること。

12 機密保持及び個人情報保護

別紙、個人情報取扱事務に係る特記仕様書のほか、関係法令及び契約において定める事項を遵守すること。

13 その他

本仕様書に記載のない事項その他業務の履行上必要な事項については、発注者と受注者で協議の上決定する。